

木造住宅耐震診断士派遣事業 申込時チェックリスト（申請者用）

- ・申し込みの際、申込書と併せてご提出ください。
- ・全てに当てはまらなければ、対象となりません。不明な点は、お問い合わせください。

【申請者氏名】

項目	内容	法令等	チェック
住宅	現に居住している住宅である	市要綱第2条(1)	
	昭和56年5月31日以前に着工された住宅である	市要綱第2条(1)ア	
	昭和56年5月31日以前に着工された部分の床面積が全体の延床面積の半分以上を占める	県通知29建住第126号	
	平成17年6月1日以降に増築又は一部改築を行っていない 台所・浴槽等の改装、屋根の葺き替えなど、建築確認申請が不要 なりリフォーム工事は診断対象となります。 増築部分が構造上分離している場合や、面積が極めて小さい増改築の場合は、診断対象となることがあります。不明な場合は、工事時の図面等で判断しますのでお問い合わせください。	県通知29建住第126号	
	木造在来工法の住宅である 一部分が鉄骨造やコンクリート造などの場合は対象外	市要綱第2条(1)イ	
	長屋及び共同住宅以外の"個人所有"の住宅である	市要綱第2条(1)ウ	
	店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅部分の床面積が全体の延床面積の半分以上を占める	県要綱第2(1)ア	
申請者	診断を受ける住宅の所有者である	市要綱第3条	
	担当する耐震診断士と日時調整を行い、耐震診断に立ち会うことができる		

提出先 安曇野市豊科6000番地
安曇野市 都市建設部 建築住宅課 住宅係
電話71-2245(直通)